

平成28年12月15日
第209回都市計画審議会

高松農の風景公園の都市計画変更について

1 概要

「農の風景育成地区制度(東京都)」では、散在する農地等をひとつの都市計画公園として決定することができることから、同制度により指定を受けた高松一・二・三丁目農の風景育成地区において、農とふれあう拠点の確保を目的として、平成28年1月に、2つの農地を高松農の風景公園として都市計画決定した。

このたび、同地区において、樹林地の景観を伝える拠点の確保を目的として、2つの樹林地約0.3haを高松農の風景公園に編入する都市計画変更を行う。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過と今後の予定

平成27年6月1日	高松一・二・三丁目農の風景育成地区の指定
平成28年1月19日	高松農の風景公園 都市計画決定・告示
8月31日	練馬区都市計画審議会へ変更原案報告
9月1日	都市計画変更原案の公告・縦覧、意見書・公述の
~9月23日	申出受付(意見書の提出および公述の申出なし)
9月15日	都市計画変更原案の説明会
11月7日	東京都知事協議終了
11月11日	都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付
~11月25日	(意見書の提出なし)
12月15日	練馬区都市計画審議会へ付議
平成29年1月	都市計画決定・告示

4 議案

議案第 401 号 東京都市計画公園の変更（練馬区決定）
〔第 8・2・30 号 高松農の風景公園〕

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P 3 |
| (2) 計画書 | P 4 |
| (3) 位置図 | P 5 |
| (4) 計画図 | P 6 |

5 添付資料

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 現状写真(参考資料) | P 7 |
| (2) 農の風景育成地区制度について(参考資料) | P 9 |

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・30号 高松農の風景公園

2 理由

練馬区みどりの基本計画（平成21年1月策定）においては、「郷土のみどりを継承する」ことを方針とし、営農支援の充実や農地・屋敷林・雑木林が一体となった良好な郷土景観の保全を行うこととしている。あわせて、「農とのふれあいの系」において、農とのふれあいの拠点となる公園の整備を位置づけている。

練馬区はこれらの施策を進めるために、「農の風景育成地区制度(東京都)」の活用を図り、平成27年6月に第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区（以下、「高松地区」という。）の指定を受けた。

高松地区の農の風景育成計画では、取組方針に、農の風景を保全するため、農地や樹林地景観を伝える拠点を確保することが位置づけられている。

こうしたことから、地区の北に位置し、平成6年からたかまつ憩いの森として区民開放をしている樹林地、および地区の南に位置し、平成12年から南高松憩いの森として区民開放をしている樹林地合わせて約0.3ヘクタールを郷土景観の拠点として位置付け、郷土のみどりである農と屋敷林が一体となった風景を確実に継承するため、高松農の風景公園の区域に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(案)

東京都市計画公園中第8・2・30号高松農の風景公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・30号	高松農の風景公園	練馬区高松一丁目および高松二丁目各地内	約1.1ha	体験学習施設、園路、修景施設管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

農の風景の継承を図るため、郷土景観の拠点として上記のとおり公園を変更する。

4

新旧対照表

種別	名称		新旧	位置	面積	備考
	番号	公園名				
特殊公園	第8・2・30号	高松農の風景公園	新	練馬区高松一丁目および高松二丁目各地内	約1.1ha	位置、区域および面積の変更
			旧	練馬区高松一丁目および高松二丁目各地内	約0.8ha	

変更概要

名称	変更事項		
第8・2・30号 高松農の風景公園	1 位置の変更	練馬区高松一丁目および高松二丁目各地内	練馬区高松一丁目
	2 区域の変更	計画図表示のとおり	
	3 面積の変更	約0.8ha	約1.1ha

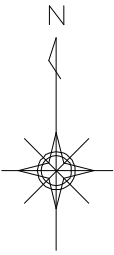
東京都市計画公園 第8・2・30号 高松農の風景公園 位置図〔練馬区決定〕

案

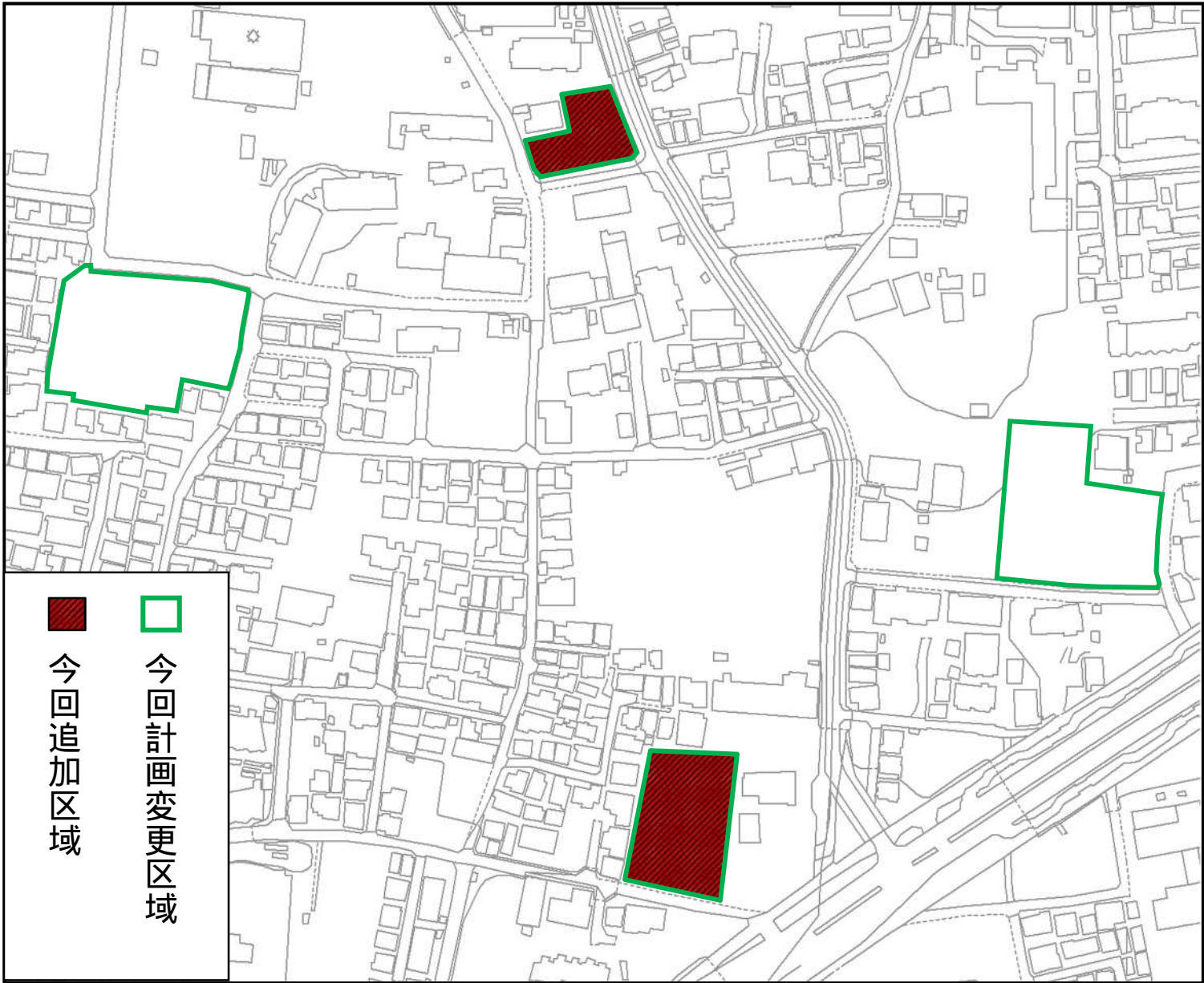


東京都市計画公園計画図（案）

第8・2・30号 高松農の風景公園

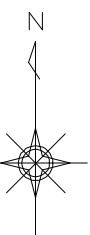


縮尺二千五百分之一

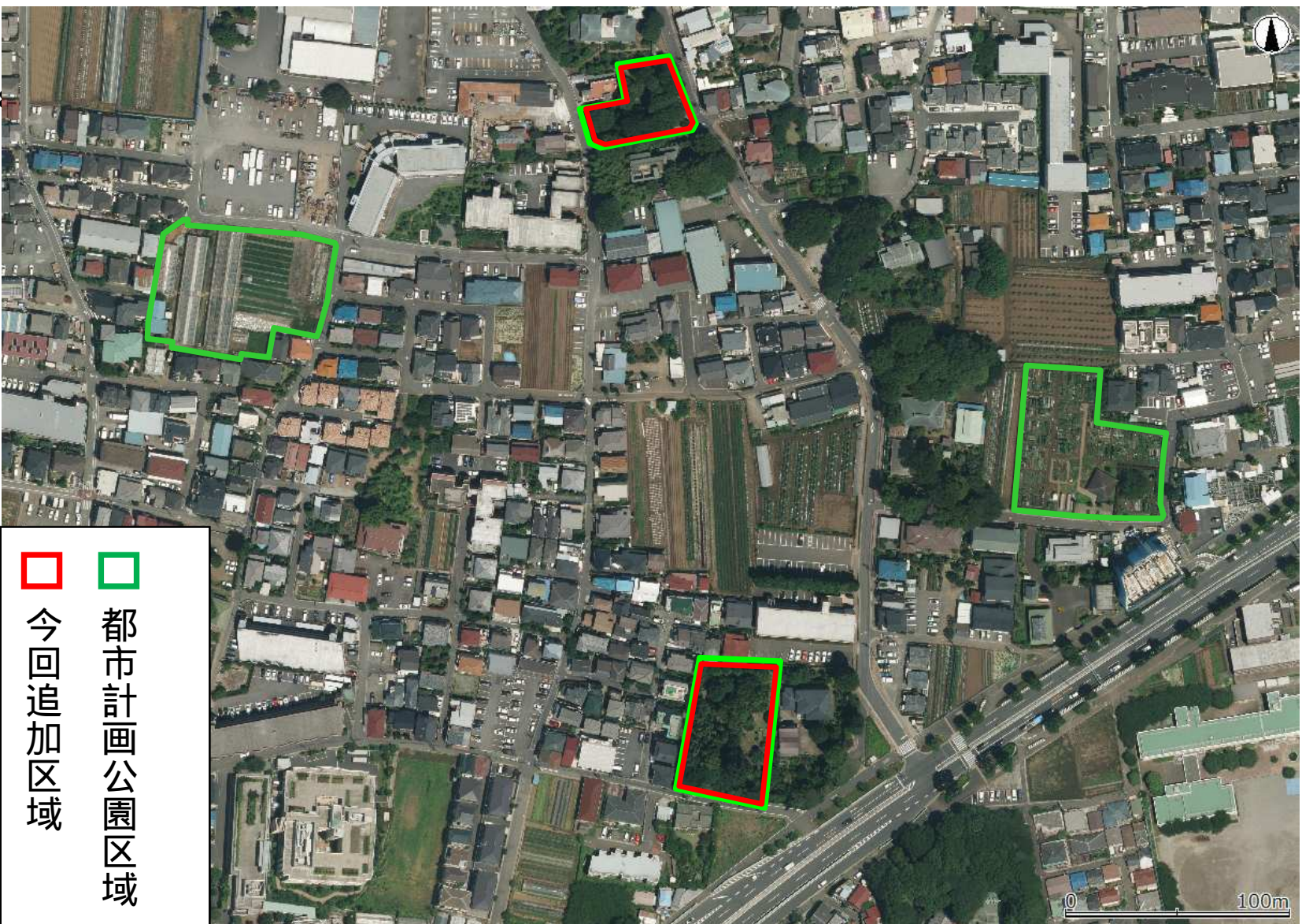


「この背景の地形図の著作権は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が有しています。この地図は、両者の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を複製したものである。無断転貸を禁ずる。(承認番号: MMT 利許第 27026 号 76)

東京都市計画公園 現状写真



第8・2・30号 高松農の風景公園



農の風景育成地区制度について

1 制度の概要

東京の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしている。このため、東京都は、減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐ「農の風景育成地区制度」を平成23年8月に創設した。

この制度では、東京都と区市町が協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしている。

(指定地区)

- 第一号 喜多見四・五丁目農の風景育成地区(世田谷区)平成25年5月指定
- 第二号 高松一・二・三丁目農の風景育成地区(練馬区)平成27年6月指定

2 高松地区の申請理由

- (1) 区民農園、ブルーベリー観光農園など、農と触れ合える場が多彩であるとともに、まとまりのある農地が多い。
- (2) 屋敷林や憩いの森、公園、緑地などまとまりのある樹林地があり、農地とあいまって、農のある風景が形成されている。

3 高松一・二・三丁目農の風景育成地区の公告内容

(1) 地区の名称

第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区

(2) 地区の位置

練馬区高松一丁目、二丁目および三丁目各地内

(3) 農の風景を保全および育成するための方針

ア 目標

営農が継続できるよう支援を強化するとともに、区民が農と触れ合う拠点を整備することで、農地と樹林地を確実に保全し、農の風景のある暮らしを未来へ伝える。

イ 取り組み方針

(ア) 営農支援の強化

(イ) みどり保全支援の充実

(ウ) 都市農地の魅力向上と発信

(エ) 農と区民が触れ合う拠点の整備

(4) 区域図

